

子どものこと
(親権者変更／
面会交流／養育費
など)

注 意 事 項

一般的に、申立てが多い類型のものを示したものであり、必ずしもあなたのケースに合致するとは限りません。どの手続きをとるべきか判別できない場合は、弁護士等の専門家に相談したり、家庭裁判所にお問い合わせください。なお、裁判所は、手続案内は可能ですが、法律相談や身の上相談に乗ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

R6.11 ver

スタート

はじめに、上記の「注意事項」
を必ずご確認ください。



申立書ほか提出書面の書式等
(宇都宮)

① 子どもの親権者を変更したい。

「子の氏の変更」とは
ちがいますか？

※ 子の氏の変更
→離婚などにより、親権
者は既に自分であるが、
子が相手方の戸籍に
入ったままなので、自
分の戸籍に移したい場
合の手続

子の氏の変更
をしたい。

「子の氏の変更の許可」

子の氏
の変更ではない。

現在の親権者
が死亡または
行方不明？

いいえ

離婚により、現在、
相手方(又は自
分)が子の親権者
になっているのを、
自分(又は相手
方)に変更したい。
(※ 離婚後、一
度親権者を自分
から相手方に変
更したが、再度
自分に変更した
い場合(あるいは
その逆の場合)を
含む)

はい

現在の親権者が死亡
または行方不明のた
め、親権者を「もう
一方の親」である自
分に変更したい。

親権者変更「審判」

親権者が死亡または
行方不明で、親権を
行う者がいないので、
子どもの財産などを
管理する人(未成年
後見人)を選任してほ
しい(子どもの親族で
ある自分が未成年
後見人になりたい場
合を含む)。

未成年後見人選任

② 子との面会交流(子と離れて暮らす一方の親が交流を
図ること)に関する手続きをしたい。

＜例＞

- ・ 相手方が自分と子の面会交流に応じてくれない。
- ・ 面会交流を行うこと自体は当事者間に争いはないが、実施内容について当事者双方の考え方に相違があり、取り決めができない。 など

はい

既に離婚
している。

いいえ

「面会交流
調停(審判)」

「離婚成立ま
たは別居解
消までの間」
の面会交流
について取り
決めをしたい。

「離婚成立後」
の面会交流に
ついて取り決
めをしたい。

(離婚調停の中
で解決すること
になる。)

「夫婦関係調整
調停(離婚)」

「親権者変更
調停(審判)」

「婚姻費用分担
調停(審判)」
婚姻中の生活費
(子どもにかかる費
用を含む)につ
いて話し合う手
続

いいえ

既に離婚
している。

いいえ

離婚も
したい。

はい

(離婚調停の中
で解決すること
になる。)

「養育費調停
(審判)」
(増額・減額)」

③ 養育費の手続きをしたい。

「養育費調停
(審判)」
離婚後の養育費
について話し合
う手続。婚姻中
の場合は婚姻費
用分担手続の中
で取扱う事項

いいえ

養育費について、
既に「公正証書」ま
たは「裁判所の調
停(審判・訴訟)」
で取り決めた。

はい

取り決
めた金
額を変
更した
い。

取り決
めどお
りの支
払いが
ないので、
請求し
たい。

裁判所で
取り決めた

公正証書
で取り決めた

取り決
めをした
裁判所
にお問
い合
わせ
くだ
さい。

取り決
めをした
公証役
場にお
問
い合
わせ
くだ
さい。

その他 関連する手続

「特別代理人選任」・・・未成年者と親権者や、同一の親権に
復する数人の未成年者に利益相反が生じるため、未成年
者に代理人が必要な場合の手続

「嫡出否認」・・・「嫡出推定を受ける子」について、(元)夫と
子との親子関係を否定するための手続
※R6.4.1法改正有り

「認知」・・・婚姻関係にない父と母の間に出生した子(嫡出
でない子)を父が任意に認知(自分が血縁上の親であると
認めること)しない場合に、子などから、父を相手方として
認知を求める手続

「親子関係不存在確認」・・・「嫡出推定を受けない子
(推定の及ばない子)」について、夫婦間の子とも
ではないことを確認する手続

手続の区別が複雑なため、
一度、専門家又は裁判所
にご確認いただくことをお
すすめします。